

## 「高速道路ナンバリング検討委員会」規約（案）

平成28年4月8日

## （名称）

第1条 この委員会は、高速道路ナンバリング検討委員会（以下「委員会」という。）という。

## （目的）

第2条 委員会は、すべての道路利用者にわかりやすい道案内を実現するため、我が国にふさわしい高速道路ナンバリングの導入に向けた具体的な検討を行うことを目的とする。

## （委員）

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

## （事務局）

第5条 委員会の事務局は、国土交通省道路局企画課が行う。

## （委員等以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

## （議事の公開）

第7条 会議は、原則として公開とし、議事概要、議事録は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

以上